

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 24 号

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和 37 年瀬戸市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

			ナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふろ 用バーナー が21kW以 下)				
	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
不燃	半密閉式	浴室内設置	外が21kW以下 まで(ふろ用 バーナーを もつもの 取りにあっ て出しは 42kW以 下の下) ないもの	—	4.5 <u>注</u>	—	4.5
			内が21kW以下 ま(ふろ用 外のバー ナーをも つもの にあっ ては 42kW以 下)	—	—	—	—
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	密閉式		21kW以下 (ふろ用 外のバー ナー	—	2 <u>注</u>	—	2

			ナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふろ 用バーナー が21kW以 下)				
	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
不燃	半密閉式	浴室内設置	外が21kW以下 まで(ふろ用 バーナーを もつもの 取りにあっ て出しは 42kW以 下の下) ないもの	—	4.5 <u>注1</u>	—	4.5
			内が21kW以下 ま(ふろ用 外のバー ナーをも つもの にあっ ては 42kW以 下)	—	—	—	—
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	密閉式		21kW以下 (ふろ用 外のバー ナー	—	2 <u>注1</u>	—	2

		ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ ん ろ、 キャ ビネ ット 型こ ん ろ・ グリ ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ んろ							
		据置 型レ ンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15	15	15 注
不燃	開放式	組込 型こ ん ろ・ グリ ル付 こん	14kW 以下	80	0	—	0		

又後の隔離示
方は方距離をす。

		る、 キャ ビネ ット 型グ リル 付こ んろ							
		据置 型レ ンジ	21kW 以下	100	15 注4	15	15	15	15 注4
不燃	開放式	ドロ ップ イン 式こ ん ろ、 キャ	14kW 以下	80	0	—	0		

方
は
方
離
距
を
側
又
後
の
隔
離
示
す。

					る・ グリ ドル 付こ ん ろ、 キャ ビネ ット 型こ ん ろ・ グリ ル付 こん ろ・ グリ ドル 付こ んろ											
					据置 型レ ンジ	21kW	80	0	—	0						
<省略>					<省 略>	<省略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>						
<省略>																
ス ト ー ブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	開 放 露 出	バー ナー が 露 出	壁 掛 け 型 、 つ り	7kW 以下	30	60	100	4.5	注： 熱 対 流 方 向				

					ビネ ット 型グ リル 付こ んろ											
					据置 型レ ンジ	21kW	80	0	—	0						
<省略>					<省 略>	<省略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>	<省 略>						
<省略>																
ス ト ー ブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	開 放 露 出	バー ナー が 露 出	壁 掛 け 型 、 つ り	7kW 以下	30	60	100	4.5	注： 熱 対 流 方 向				

			が露							あつ	
			出							ては	
			バー	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5	60cm	
			ナー							とす	
			が隠	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	る。	
			ぺい							注2	
液体燃	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	：方	
料	不燃	開放式	放射型	7kW以下	80	30	—	5		向性	
			自然対流型	7kWを超え	120	100	—	100		を有	
				12kW以下						する	
				7kW以下	80	30	—	30		もの	
			強制	12kW以下	80	5	—	5		にあ	
			対流							つて	
			型	温風						は	
				を前						100cm	
				方に						とす	
				吹き						る。	
				出す							
				もの							
				温風	7kWを超え	80	150	—	150		
				を全	12kW以下						
				周方	7kW以下	80	100	—	100		
				向に							
				吹き							
				出す							
				もの							
固体燃料					—	100	50	50	50		
										注2	
										注2	
										注2	
調理用	気体燃	不燃	開放	バーナーが	卓上	5.8kW以下	100	15	15	15	注：
	料	以外	式	露出	型						機器
					ころ						本体

			が露								
			出								
			バー	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5		
			ナー							注5	
			が隠	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
			ぺい								
液体燃	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
料	不燃	開放式	放射型	7kW以下	80	30	—	5			
			自然対流型	7kWを超え	120	100	—	100			
				12kW以下							
				7kW以下	80	30	—	30			
			強制	12kW以下	80	5	—	5			
			対流								
			型	温風							
				を前							
				方に							
				吹き							
				出す							
				もの							
				温風	7kWを超え	80	150	—	150		
				を全	12kW以下						
				周方	7kW以下	80	100	—	100		
				向に							
				吹き							
				出す							
				もの							
固体燃料					—	100	50	50	50		
										注6	
										注6	
										注6	
調理用	気体燃	不燃	開放	バーナーが	卓上	5.8kW以下	100	15	15	15	注：
	料	以外	式	露出	型						機器
					ころ						本体

注6：方向性を有するものにあつては100cm

器具

			(1口)						上方の側
			卓上型こ	14kW以下	100	15	15	15	方又は後方の距離を示す。
			ろ(2口以上)						
			・グリル付こ						
			ろ・グリドル付こ						
			ろ						
			<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こ	5.8kW以下	80	0	—	0	
			ろ(1口)						
			卓上型こ	14kW以下	80	0	—	0	
			ろ(2口以上)						
			・グリル付こ						

			(1口)						とする。
			卓上型こ	14kW以下	100	15	15	15	
			ろ(2口以上)						
			・卓上型グリル付こ						
			ろ						
			<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こ	5.8kW以下	80	0	—	0	
			ろ(1口)						
			卓上型こ	14kW以下	80	0	—	0	
			ろ(2口以上)						
			・卓上型グリル付こ						

									距離(この部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の周りの距離)を示す。										距離(発熱体の周りの距離)を示す。	
									電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃以外	こんろ形のもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2			
									電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃	こんろ形のもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	0	0			
									電気	電気	不燃以外		2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注10	注10	注10
									電気	電気	不燃		2kW以下	10	4.5	—	4.5	注10	—	4.5
									電気	電気	不燃以外	電熱装置	2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注10	注10	注10

距離(この部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の周りの距離)を示す。

注：排気口面については10cmとする。

注：排気

距離(発熱体の周りの距離)を示す。

注10：排気口面については10cmとする。

レンジ			有するもの						レンジ									
	不燃		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	レンジ	不燃		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注10	—	4.5 注10	
<省略>									<省略>									
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食乾燥機、食洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食乾燥機、食洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	衣類乾燥機、食乾燥機、食洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	注1 ：前に気排口を有する器あては0cmとする。 注2 ：排気面あては4.5cmとする。		不燃	衣類乾燥機、食乾燥機、食洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注11	0 注12	— 注12	0 注12	注11 ：前に気排口を有する器あては0cmとする。

電気 温水器	電気	不燃以外	温度 過昇 防止 装置 を有 する もの	10kW以下	4.5	0	0	0
		不燃	温度 過昇 防止 装置 を有 する もの	10kW以下	0	0	—	0

備考 <省略>

電気 温水器	電気	不燃以外	温度 過昇 防止 装置 を有 する もの	10kW以下	4.5	0	0	0
		不燃	温度 過昇 防止 装置 を有 する もの	10kW以下	0	0	—	0

備考 <省略>

注12
: 排
気口
にあ
つて
は
4.5cm
とす
る。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。